

E i w a N e w s

教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度について

令和7年4月
(No.237)

扶養義務者間で、必要の都度贈与を受けた教育資金は、贈与税の非課税とされています。

しかし、一括で教育資金の贈与を受けた場合にも、来年の3月までは贈与税が非課税とされる制度があります。今回は本制度についてご紹介いたします。

〔1〕適用要件

令和8年3月31日までに、30歳未満の人（受贈者）が、教育資金に充てるため、金融機関等との教育資金管理契約に基づき、父母・祖父母など直系尊属（贈与者）から

- ①信託受益権を取得した場合
- ②贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合
- ③贈与により取得した金銭等で証券会社等有価証券を購入した場合

（以下「教育資金口座の開設等」といいます。）には、その信託受益権等の価額のうち1,500万円までの金額については、受贈者の贈与税が非課税となります。

（注）信託受益権等を取得した日の属する年の前年分の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、適用を受けることができません。

〔2〕教育資金

教育資金とは、次の金銭をいいます。

- ①学校等に直接支払われる一定の金銭

例：入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費、入学試験検定料、学用品購入費、修学旅行費、学校給食費

- ② 学校等以外に直接支払われる一定の金銭で教育を受けるために支払われるものとして社会通念上相当と認められるもの

例：学習塾・そろばん教室などに関する役務提供の対価、スポーツ教室・ピアノ教室・絵画教室などの指導への対価、通学定期券代・留学のための渡航費などの交通費

〔3〕書類の提出

（1）教育資金非課税申告書の提出

この非課税制度の適用を受けるためには、教育資金口座の開設等を行った上で、受贈者が教育資金非課税申告書をその金融機関等の営業所等に、信託や預入などをする日までに提出する必要があります。

（2）領収書等の提出

受贈者は、教育資金口座からの払出し及び教育資金の支払を行った場合には、教育資金口座の払出方法に応じ、その支払に充てた金銭に係る領収書等を、一定の提出期限までに金融機関等の営業所等に提出をしなければなりません。

〔4〕教育資金管理契約の契約期間中に贈与者が死亡した場合

契約期間中に贈与者が死亡した場合において、その贈与による信託受益権等の取得の時期が次のいずれかであるときは、その死亡の日における非課税拋出額(※1)から教育資金支出額(※2)を控除した残額のうち、一定の計算をした金額（以下「管理残額」といいます。）が、その受贈者がその贈与者から相続等により取得したものとみなされます。

- ①平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間で、その死亡前3年以内であるとき
- ②令和3年4月1日以後であるとき

なお、贈与者の死亡の日において受贈者が23歳未満である場合、学校等に在学している場合又は一定の教育訓練を受けている場合には、相続等により取得したものとみなされません。

ただし、令和5年4月1日以後の贈与で、その贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるとき（管理残額を加算する前で判定します。）は、受贈者が23歳未満である場合等であっても、その贈与者の死亡の日における管理残額を、その受贈者がその贈与者から相続等によって取得したものとみなされます。

(※1) 教育資金非課税申告書に、この非課税制度の適用を受けるものとして記載された金額の合計額（1,500万円を限度）

(※2) 金融機関等の営業所等において、領収書等により教育資金支払の事実が確認され、かつ、記録された金額の合計額(学校等以外に支払われる金銭については500万円を限度)

〔5〕教育資金管理契約の終了

教育資金管理契約は、次の区分に応じ、それぞれに定める日のいずれか早い日に終了します。

	契約の終了事由	終了の日
(1)	受贈者が30歳に達したこと（30歳に達した日において学校等に在学している場合又は教育訓練を受けている場合で、金融機関等に届け出た場合を除きます。）	30歳に達した日
(2)	受贈者（30歳以上に限ります。）がその年中のいずれかの日において学校等に在学した日又は教育訓練を受けた日があることを、金融機関等の営業所等に届け出なかったこと	その年の 12月31日
(3)	受贈者が40歳に達したこと	40歳に達した日
(4)	口座の残高が 0 になり、かつ、受贈者と金融機関等との間で教育資金管理契約を終了させる合意があったこと	合意に基づき 終了する日
(5)	受贈者が死亡したこと	死亡した日

上記(1)～(4)の事由により契約が終了した場合に、非課税拋出額から教育資金支出額を控除（相続等により取得したものとみなされた管理残額も控除します。）した残額があるときは、その残額が契約終了日の属する年の受贈者の贈与税の課税価格に算入されます。

なお、上記(5)の事由により契約が終了した場合には、その残額については、贈与税は課税されません。

(注) 18歳以上の人が直系尊属から受ける暦年課税贈与については、特例税率の適用がありますが、その残額に贈与税が課税されるときは、令和5年4月1日以後に取得した信託受益権等に対応する部分は、一般税率が適用されます。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊社事務所までご連絡くださいますよう、
よろしくお願い申し上げます。